

天草産材利用促進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、天草産材の利用を促進するとともに、地域経済の活性化及び雇用の創出を図るため、自己の居住又は使用する一戸建て住宅及び個人又は法人等が使用する店舗・事務所等（以下「住宅等」という。）の新築、改築、増築（以下「新築等」という。）において天草産材を使用する者に対して、予算の範囲内において建築経費を助成する天草産材利用促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新築 住宅等を新たに、又は既存の住宅等の全部を除去し、若しくは災害等によって滅失した後に、建築することをいう。
- (2) 改築 既存の住宅等の一部又は全部を除去し、又は災害等によって滅失した部分を従前と同規模で建築することをいう。
- (3) 増築 既存の住宅等の床面積を増加させることをいう。
- (4) 天草産材 天草管内で生産され、かつ、市内で製材された木材で新品のもの又は上天草市若しくは苓北町で製材された木材で新品のものであって、市との事前協議により認められたものをいう。この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (5) 森林認証材 天草地域森林組合・市町連絡会議が取得した認証森林で生産され、かつ、市内で製材された木材で新品のものをいう。
- (6) 「主要構造材」とは、別表「天草市産材利用促進事業において「主要構造材に該当する部材一覧」に掲げる木材をいう。
- (7) 「内装材」とは、床板（加工されたフローリングを含む。）、壁板及び腰板、天井板、階段の踏み板、踏込板、押し入れの仕切り板等として住宅の内装部分に使用する板材をいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅等（以下「補助対象住宅等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に新築等される住宅等であって、建築主自らが居住又は使用するものであること
- (2) 天草産材を、主要構造材においては、1立方メートル以上、又は内装材として使用面積1平方メートル以上使用すること。

- (3) 主要構造部分の建築工事においては、建築基準法を順守すること。
- (4) 市内に本店を有する業者等又は市内に事業所若しくは営業所を有し、かつ、施行体制が整っている業者等が施工する住宅等であること。
- (5) 国、県又は市による他の助成制度の適用を受けていないものであること。但し、図面や数量表等により、明確に区分できる場合はこの限りではない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者は、補助対象住宅等の建築主であつて、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者（補助対象住宅の新築等に伴い市内に転入する者（以下「転入予定者」という。）を含む。）
- (2) 市税等の滞納がない者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、新築等に使用した天草市産材の材積又は面積（小数点第2位以下切捨てた数）に次の各号に掲げる単価を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 主要構造材として使用した場合は、当該主要構造材1立方メートル当たり2万5,000円を乗じて得た額とし、上限を20立方メートルの50万円とする。

ただし、天草産材の使用量に対して森林認証材を50パーセント以上使用した補助対象住宅等の新築、改築及び増築に係る補助金の額は、木材使用量に3万円を乗じて得た額とし、上限を20立方メートルの60万円とする。

- (2) 内装材として使用した場合は、当該内装材1平方メートル当たり5千円を乗じて得た額とし、上限を80平方メートルの40万円とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 交付については、天草市地域活性化商品券交付実施要領に定める地域通貨（以下、「地域通貨」という。）により交付する。地域通貨は天草のさりー（スマートフォンアプリ又はマイナンバーカード）により交付するが、交付が難しい場合は、天草宝島商品券により交付する。

なお、補助額の50%以内（千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て）については、現金による交付もできるものとする。

4 地域通貨の有効期限は、交付日から12カ月間とする。

（事前確認等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新築等の建築工事に着手する前に、事前確認書（様式第1号）及び次に掲げる書類を市長に提出し、事前に確認を受けなければならない。但し、令和7年4月1日において既に着手している場合は、この限りではない。

- （1）事業計画書（様式第2号）
- （2）位置図、計画平面図及び計画立面図（内装材を申請する場合は施工箇所と面積を表示）
- （3）その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による提出があった場合は、補助金交付の適否等を確認し、その結果を申請者へ通知するものとする。

3 第2項の通知を受けた者は、当該計画を中止する場合は、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

（交付申請及び実績報告）

第7条 申請者は、新築等を完了した日から起算して30日以内に、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）転入予定者にあつては誓約書（様式第4号）
- （2）市税等納付状況調査同意書（様式第5号）
- （3）位置図、平面図及び立面図（内装材を申請する場合は施工箇所と面積を表示）
- （4）着工前、施工中及び完成後の建築場所の写真
- （5）使用木材出荷証明書（様式第6号）
- （6）使用原木出荷証明書（様式第7号）
- （7）地域通貨交付申請書（様式第8号）
- （8）その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、住宅等の状況、内容等を審査の上、天草産材利用促進事業補助金交付決定及び確定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条の通知を受けた者は、天草産材利用促進事業補助金交付請求書（様式第10号）により、補助金の交付を市長に請求しなければならない。

(交付の取消し等)

第 10 条 市長は、第 8 条の通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) その他市長が交付決定を取り消すことが適当と認めるとき。

(雑則)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する

(別表) 天草産材利用促進事業において「主要構造材」に該当する部材一覧

	部材名称		部材名称
1	棟木	1 4	火打梁
2	母屋	1 5	桁
3	垂木	1 6	胴差し
4	吊木	1 7	下地板
5	小屋束	1 8	土台
6	小屋梁	1 9	火打土台
7	隅木	2 0	大引き
8	野地板	2 1	根太
9	通柱	2 2	床束
1 0	管柱	2 3	まぐさ
1 1	間柱	2 4	窓台
1 2	筋違い	2 5	野縁
1 3	貫	2 6	胴縁
1 4	梁		

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

天草市長 様

郵便番号

住 所

申請者 ふり氏 がな名

生年月日 年 月 日

電話番号

天草産材利用促進事業補助金事前確認書

天草産材利用促進事業補助金交付要領に規定する新築等を実施したいので、同要領第 6 条第 1 項の規定により、次の関係資料を添えて提出します。

なお、申請書兼実績報告書の提出にあたっては、事業内容を理解し、該当要件を満たす建物を建築することを約束します。

【添付資料】

- （１）事業計画書
- （２）位置図、計画平面図及び計画立面図（内装材を申請する場合は施工箇所と面積を表示）
- （３）その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 6 条関係）

(1) 事業計画書			確認結果 (市記載)
申請者氏名			—
申請者住所	〒		適・否
	天草市外に住所を有する場合は、天草市への住所変更予定年月。 年 月 頃		
建築場所 (住所地)	〒		適・否
施工業者	住 所 業者名		適・否
製材業者	住 所 業者名		適・否
原木業者	住 所 業者名		適・否
延べ床面積	増築の場合は増築した床面積 改築の場合は記載不要	m 2	—
木材使用量 (主要構造材) ※小数点以下切捨て	総木材使用量 m 3		—
	うち天草産木材 m 3		適・否
	うち森林認証材 m 3		—
	天草産木材のうち 森林認証材の割合 %		—
木材使用面積 (内装材) ※小数点以下切捨て	天草産木材を 床、壁、天井等の内装に 利用する場合。	m 2	適・否
着工予定 年月日	年 月 日		—

年 月 日

天草市長 様

郵便番号

住 所

申請者 ふり氏 がな名

生年月日 年 月 日

電話番号

天草産材利用促進事業（新築等）補助金交付申請書兼実績報告書

天草産材利用促進事業補助金交付要領に規定する新築等を実施したので、同要領第7条の規定により、補助金の交付を申請するとともに、下記のとおり関係書類を添えてその実績を報告します。

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 補 助 金 額 | 円 |
| 内訳 | ☐ 地域通貨 円 |
| | ☐ 天草のさりー（ ☐ スマホアプリ ☐ マイナンバーカード） |
| | ☐ 天草宝島商品券 |
| | ☐ 現金（補助対象額の50%以内） 円 |
| 2 新 築 等 場 所 | 天草市 |
| 3 対象住宅条件 | 新築 ・ 改築 ・ 増築 |
| 4 延 べ 床 面 積 | m ² |
| 5 木材総使用量 | m ³ |
| 6 天草産材使用量 | m ³ |
| (1)主要構造材 | m ³ （うち森林認証材 m ³ ） |
| (2)内装材 | m ² （床 m ² 、壁 m ² 、天井 m ² 、 m ² ） |
| 7 施 工 業 者 | |
| 8 完 了 年 月 日 | 年 月 日 |

添付書類

- (1) 転入予定者にあつては誓約書（様式第4号）
- (2) 市税等納付状況調査同意書（様式第5号）
- (3) 位置図、平面図及び立面図（内装材を申請する場合は施工箇所と面積を表示）
- (4) 着工前、施工中及び完成後の建築場所の写真
- (5) 使用木材出荷証明書（様式第6号）
- (6) 使用原木出荷証明書（様式第7号）
- (7) 地域通貨交付申請書（様式第8号）
- (8) その他市長が必要と認める書類

※延床面積は改築の場合は記載不要。増築の場合は増築分を記載すること。

※木材使用量及び内装材面積は、小数点第2位を切捨てて記載すること。

様式第4号（第7条関係）

誓約書

私は、天草産材利用促進事業補助金交付要領の規定を理解し、新築等の完了後に住民登録することを誓約いたします。

住民登録予定年月日： 年 月 日

年 月 日

天草市長 様

住 所

氏 名 印

様式第5号（第7条関係）

天草市長 様

市税等納付状況調査同意書

私は、天草産材利用促進事業補助金交付要領第7条の規定による申請に当たり、市税（延滞金を含む。）滞納の有無を調査されることに同意します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

電話番号

農林整備課 依頼決裁欄

課 長	課長補佐	係 長	担 当

上記の者の市税（延滞金を含む。）滞納の有無について、照会します。

年 月 日

農林整備課長

印

納税課確認欄

課 長	課長補佐	係 長	担 当

申請者 ○滞納なし

○滞納あり

市民税（特徴・普徴）・固定資産税・都市計画税・法人市民税

軽自動車税・国民健康保険税・その他（ ）

上記のとおり確認しました。

年 月 日

納税課長

印

様式第6号（第7条関係）

使用木材出荷証明書

年 月 日

（建築会社等の名称） 様

下記住宅に係る天草産材及び森林認証材は、別紙のとおり出荷されたことを証明します。

- 1 建 築 主
- 2 建 築 場 所
- 3 請 負 業 者
- 4 出荷材内訳書（別紙1及び2のとおり）

証明事業者（製材所等事業所）名

住 所

名 称

代表者名

印

様式第 6 号（第 7 条関係）別紙 1

主要構造材出荷材内訳書

天草産材合計（m3）	うち森林認証材（m3）	うち森林認証材以外（m3）

うち森林認証材

部材名称	樹 種	数 量 （本・枚）	材 積 （m3）	単 価	金 額
小計（材積は小数点第 2 位切捨て）				—	

うち森林認証材以外

部材名称	樹 種	数 量 （本・枚）	材 積 （m3）	単 価	金 額
小計（材積は小数点第 2 位切捨て）				—	

様式第 6 号（第 7 条関係）別紙 2

内装材出荷材内訳書

【天草産材】

部材名称	樹 種	規格			数 量 (本) 又 は (枚)	材積 (m3)	金 額
		厚さ (cm)	幅 (cm)	長さ (m)			
合計（材積は小数点第 2 位切捨て）							

様式第7号（第7条関係）

使用原木出荷証明書

年 月 日

（製材所等の名称） 様

年 月 日に出荷した木材は、下記のとおりであることを証明します。

記

天草産材（森林認証材含む。）内訳

樹 種	数 量（本数）	材 積（m ³ ）
ス ギ		
ヒノキ		
マ ツ		

森林認証材内訳

樹 種	数 量（本数）	材 積（m ³ ）
ス ギ		
ヒノキ		
マ ツ		

原木市場又は原木生産者

住 所

名 称

代表者名



地域通貨交付申請書

令和 年 月 日

天草市長 様

申請者	住所	
	氏名	

地域通貨を下記のとおり交付していただきますよう申請します。

記

地域通貨交付総額	金	円
----------	---	---

交付を受ける方法のいずれか1つに✓を記入してください。☐ 「天草のさりー」を利用できるスマートフォンをお持ちの方

「天草のさりー」スマホアプリ版に交付

No.	フリガナ 氏 名	携帯電話番号	交付額 (千円単位)
1		- -	, 000 円
2		- -	, 000 円
3		- -	, 000 円

※ 交付請求までに、スマホアプリに氏名（カナ）と電話番号の登録をしておいてください。

☐ 「天草のさりー」を利用できるスマートフォンをお持ちでない方☐ 「天草のさりー」マイナンバーカード版

No.	フリガナ 氏 名	住 所	交付額 (千円単位)
1			, 000 円
2			, 000 円
3			, 000 円

※ 交付請求までに、現金チャージ機でユーザー登録をしておいてください。

☐ 天草宝島商品券

※ 裏面の天草宝島商品券交付確認書もご記入ください。
※ 「天草のさりー」との併用はできません。

1. 年代				
☐ 10代	☐ 20代	☐ 30代	☐ 40代	☐ 50代
☐ 60代	☐ 70代	☐ 80代	☐ 90歳以上	

2. 性別		
☐ 男性	☐ 女性	☐ 無回答

3. 天草宝島商品券交付確認事項		※複数回答可
☐	スマートフォンを所有していない。	
☐	スマートフォンやアプリは操作が難しい。	
☐	デジタルに不慣れ。	
☐	マイナンバーカードを利用できるお店が近所に少ない。	
☐	マイナンバーカードを所有していない。	
	(所有されていない理由に✓を記入してください)	
☐	申請方法が分からない。	)
☐	手続きが煩雑である。	
☐	カード受領のため市役所に行くことが難しい。	
☐	その他 (	
☐	その他 (	)

様式第9号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

天草市長



天草産材利用促進事業補助金交付決定及び確定通知書

年 月 日付けで申請のありました天草産材利用促進事業補助金については、
天草産材利用促進事業補助金交付要領第8条の規定により、下記の金額を交付することに決定
し、及びその額を確定しましたので通知します。

記

交付決定額 円

内訳 地域通貨 円

（ 天草のさりー（スマートフォンアプリ）
天草のさりー（マイナンバーカード）
天草宝島商品券 ）

現金（補助対象額の50%以内） 円

年 月 日

天草市長 様

住所
氏名

天草産材利用促進事業補助金交付請求書

年 月 日付け天農林第 号で交付決定及び確定通知がありました天草
産材利用促進事業補助金について、天草産材利用促進事業補助金交付要領第 9 条の規定により、
次のとおり請求します。

記

請求金額	円		
	内訳	地域通貨	円
	天草のさりー（スマートフォンアプリ） 天草のさりー（マイナンバーカード） 天草宝島商品券		
	現金（補助対象額の 50%以内）円		
金融機関名			
	支店・支所・出張所		
口座の種類	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			